

地方自治法施行規則の一部を改正する省令案概要

1. 改正理由

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、以下のとおり省令改正を行うこととされたことを受け、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の所要の改正を行うもの。

◎平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）

住民監査請求に係る職員措置請求書（施行規則 13 条）については、平成 29 年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。

2. 改正の概要

住民監査請求に係る職員措置請求書様式等の改正

地方自治法施行規則別記様式に規定される職員措置請求書様式、条例制定（改廃）請求書様式及び事務監査請求書様式について、職業の記載を削除するとともに、職員措置請求書様式に生年月日と性別を、条例制定（改廃）請求者署名簿様式に性別を追加する（地方自治法施行規則別記様式第 9 条関係、第 13 条関係、第 17 条の 9 関係、第 17 条の 14 関係）。

3. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日